

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	八街市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.yachimata.lg.jp/top/new/iryouhijosei.html

執行機関名 八街市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	八街市子ども医療費の助成に関する規則(平成15年規則第1号)による助成金の支給に関する事務
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		八街市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第1の項 八街市子ども医療費の助成に関する規則(平成15年規則第1号)による助成金の支給に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	八街市子ども医療費の助成に関する規則(平成15年規則第1号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第1条 この規則は、 <u>子どもの医療</u> に要する費用を負担する保護者に当該費用の全部又は一部を助成することについて定め、 <u>子どもの保健対策</u> の充実、保護者の経済的負担の軽減等を図ることにより、 <u>子どもの保健の向上及び子育て支援体制</u> の充実に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		八街市子ども医療費の助成に関する規則(平成15年規則第1号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	八街市子ども医療費の助成に関する規則第8条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	子どもの保護者に対する医療費の一部助成の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	八街市子ども医療費の助成に関する規則第7条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る助成対象者及び当該助成対象者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号	八街市子ども医療費の助成に関する規則第8条第3項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の <u>認定に関する事務</u>	子どもの保護者に対する医療費の一部助成の変更申請の <u>認定に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ	八街市子ども医療費の助成に関する規則第7条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該変更申請に係る助成対象者及び当該助成対象者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

備考		
----	--	--